

2018年（平成30年）司法試験に関し厳正な合否判定を求める会長声明

1 本年6月7日に発表された司法試験短答式試験の結果によると、今年の司法試験受験者数は5238人、試験合格者数は3669人であった。

司法試験受験者数は平成28年6899人から昨年5967人と約14パーセント減少し、それに比例して、短答式試験合格者数も平成28年4621人から昨年3937人と約15パーセント減少している。

しかし、最終合格者数は、平成28年1583人、昨年1543人と比例減少することなく、1500人台を維持している。

上記傾向からすると、今年の司法試験受験者数・短答式試験合格者数は昨年より減少しているにもかかわらず、今年の最終合格者数は1500人程度とされる可能性が高い。

2 2015年（平成27年）6月30日、法曹養成制度改革推進会議は、「法曹人口の在り方について（検討結果取りまとめ）」において、司法試験最終合格者数を年間1500人程度は輩出すべきとする方針を決定した。

司法試験受験者数・短答式試験合格者数が年々減少しているにもかかわらず、最終合格者数が1500人台を維持しているのは、上記方針の影響が大きいためと思われる。

3 しかし、「司法試験は、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とする国家試験」（司法試験法1条）である。上記判定を行う司法試験委員会は、司法試験受験者に法曹として必要な学識及びその応用能力があるか否かの判定を厳正に行わなければならない。

上記「法曹人口の在り方について（検討結果取りまとめ）」でも、「新たに養成し、輩出される法曹の規模に関するこの取りまとめは、法曹養成制度が法曹の質を確保しつつ多くの法曹を養成することを目的としていることに鑑み、輩出される法曹の質の確保を考慮せずに達成されるべきものでないことに留意する必要がある。」とし、最終合格者数1500人維持を至上命令とすべきでないことに敢えて言及している。

4 当会は、2011年（平成23年）2月10日の定期総会において、司法試験合格者数激増によって生じた様々な歪みと弊害を是正すべく「司法試験合格者を1000人以下に減員すること等を求める決議」をした。その後、毎年の最終合格者数の発表を受けて、1000人以下に減員するよう求める会長声明を発してきた。

5 当会は、司法試験委員会が法曹の質を確保するために厳正な合否判定を行い、
その結果として司法試験合格者の減員が果たされることを強く求める。

以上

2018年（平成30年）7月11日

千葉県弁護士会

会長 拝 師 徳

